

特別支援教育部会における検討事項について（案）

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子どもたちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子どもたちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

1. 特別支援教育における、

- ① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。

2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、

- ① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。
- ② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。
- ③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。
- ⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。

3. 特別支援学校において、

- ① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。
- ② これから時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。
- ③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。

4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、

- ① 子ども一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

など

特別支援教育部会における検討状況（第6回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するためには必要な支援の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。 ・学習指導要領解説（総則編）において、障害別の配慮を例示。 <p>【主な意見】</p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則だけではなく、各教科等においても配慮の例を示すことが必要ではないか。 ○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示すことが考えられるのではないか。 ○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。
<p>② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <p>«通級による指導、特別支援学級とともに»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。） <p>«通級による指導»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。 ・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。

- ・高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会、高等学校部会や総則・評価特別部会において、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方などの論点について、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。

《特別支援学級》

- ・文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することを記述。

(学習指導要領解説で示している例)

- ・特別支援学校の「自立活動」を取り入れる
- ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替える
など

【主な意見】

《通級による指導》

通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、

- 学習指導要領の総則において、通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示すことが必要ではないか。

《特別支援学級》

小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、

- 学習指導要領の総則において、特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示すことが必要ではないか。

<p>③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。</p>	<p>【現状】</p> <p>『合理的配慮※の提供』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利に関する条約（平成19年9月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月）において、合理的配慮の観点（3観点11項目、参考資料P11参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。 ・障害者差別解消法の施行（平成28年4月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。 <p>※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。</p> <p>『個別の指導計画、個別の教育支援計画』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうことが例示されている。 ・作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。 <p>【主な意見】</p> <p>『合理的配慮の提供』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。 ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。 <p>『個別の指導計画、個別の教育支援計画』</p> <p>○<u>通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。</u></p>
---	---

	<p>○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。</p>
④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。 ・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね 100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約 60%、高等学校では約 85%）。 <p>【主な意見】</p> <p>特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、</p> <p>○特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠となつており、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）を示す必要があるのではないか。</p>
⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。 ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。 <p>【主な意見】</p> <p>○学習指導要領総則の一般方針において、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す必要があるのではないか。</p> <p>※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。</p>

特別支援学校における教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
⑥ 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、<u>障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服</u>するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって<u>心身の調和的発達の基盤を養う</u>ことを目的に、「自立活動の時間」を中心に、学校の教育活動全体で指導。 高等部段階の生徒数が増加し、社会に出てからも、<u>自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手</u>だったり、進路先で<u>人間関係を築く力</u>などが十分に育っていない、などの課題が指摘。 児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離。 通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、<u>「自立活動」を行う場が拡大</u>。 <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>特別支援学校学習指導要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己の理解や感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、<u>発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実</u>が必要ではないか。 ○実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までの<u>プロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述</u>ことが必要ではないか。 ○自立活動における<u>多様な評価方法をわかりやすく記述</u>することが必要ではないか。 <p>小・中・高等学校学習指導要領において、 (通級による指導、特別支援学校の教育課程に関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>自立活動の目的、内容などを記述</u>することが必要ではないか。
⑦ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>知的障害のある児童生徒の学習上の特性</u>（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくうことなど）<u>を踏まえた内容で構成</u>。 一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、<u>段階別に、各教科の目</u>

	<p><u>標及び内容を大綱的に示している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしにくい、という指摘がある。 ・特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい、という指摘がある。 <hr/> <p>など</p> <p>【主な意見】</p> <p>次のような改善が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、<u>小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要</u>ではないか。 ○例えば、中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、<u>社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要</u>ではないか。 ○中学部の段階について、小学部の段階や高等部の段階とのつながりを整理することで、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることが必要ではないか。 ○<u>各教科等で求められる資質・能力を育成することを、各教科等を合わせた指導を行う場合において明確にすることが必要</u>ではないか。 ○知的障害のある児童生徒が<u>質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実が必要</u>ではないか。 ○<u>各教科の評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立する必要</u>ではないか。 ○特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化する必要があるのではないか。 <p>など</p>
--	---

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

特別支援教育にかかる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<p>○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。</p>	<p>○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程（通級による指導）を編成することができる。</p>	<p>○基本的に小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。</p>	<p>○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p>
<p>※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることができる。</p> <p>※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。</p>	<p>※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。</p>	<p>※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</p> <p>※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>	

その者の障害の状態（※）、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

【学校教育法】第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学習指導要領】

障害のある児童生徒への指導上の配慮	
幼稚園教育要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある児童の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
小学校 中学校 学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
高等学校 学習指導要領 (第1章-第5款-5)	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。

2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

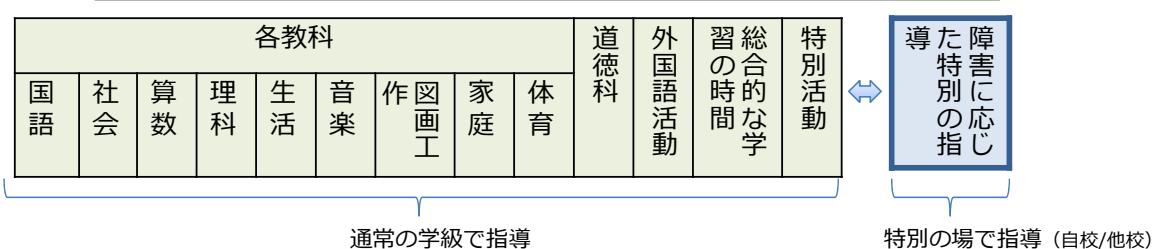
指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

-2-

「通級による指導」に係る教育課程について

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施



障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考として実施。

一人一人の障害の状態に応じて、特別支援学校学習指導要領「自立活動」を参考に、指導目標及び具体的な指導内容を設定

（具体例）小学校における「通級による指導」
対象児童の障害 言語発達の遅れ
1. 心理的な安定、2. 人間関係の形成、
4. 環境の把握、6. コミュニケーション
に関する項目を選定

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導。

特別支援学校学習指導要領「自立活動」
目標

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容

1. 健康の保持、2. 心理的な安定、3. 人間関係の形成、4. 環境の把握、5. 身体の動き、6. コミュニケーション

上記の6区分の下に26項目を示す

特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

特別支援学級に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えて、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

-4-

特別支援学級に係る教育課程について

特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

実情に合った教育課程の編成

[学習指導要領解説の記述例]

- 特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- 特別支援学校（知的障害）の各教科に替えるなど
- 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える

中学校の教育課程

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動	
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科								道徳科	特別活動	時間	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	※外国語				

※外国語を設ける
ことができる

（具体例）知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導

教科等別の指導

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	音楽	（下学年）	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				

教科等を合わせた指導

導入日常生活の指導	作業学習	生活単元学習
-----------	------	--------

目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・
克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、
もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

内容とその取扱い

- ・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。
- ・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動について

教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援**を講じなければならない。

通常の学級
(支援)

教科別の指導

調和のとれた育成



学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じた**特別の指導**を行う必要があるもののを教育する場合は、特別の教育課程によることができる。

自立活動

心身の調和的発達の**基盤**を培う

算数(体積)：平面での理解が困難な児童に対し、積み木でイメージ化

・発達の遅れや不均衡を改善

・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

通級による指導

(学習指導要領)「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」
(〃解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例 (2) 通級による指導の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れる(中略)」

特別支援学級

(学習指導要領)「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」
(〃解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例 (1) 特別支援学級の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れたり(中略)」

特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める
(〃解説自立活動編) 時間の指導を要として**教育活動全体を通じて指導**

学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学級に係る教育課程については、(中略)**特別の教育課程**によることができる。

学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに**自立活動**によって編成する

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(中教審初中分科会報告（H24.7）より)

合理的配慮の観点について

学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告（H24.7）より)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるまいよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28. 4. 1~)

- 国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
- 学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

合理的配慮の例

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



個別の指導計画と個別の教育支援計画について

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。**

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

* ()内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

個別の指導計画の例

平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

<児童名> ○○ ○○	<在籍学校・学級> 〇〇小学校 3年〇組	<担任> 〇〇 〇〇	<当教室担任> 〇〇 〇〇	<通級形態> 週1回 2単位時間
<本児の願い> 言葉を覚えたい。		<保護者の願い> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイララしたりしなくなってほしい。		
目標		○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。		
ねらい	学習内容	評価		
一 学 期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、てきた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの?」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いつい文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

個別の教育支援計画の例

児童・生徒 氏名	性別
担任 氏名	
在籍校	学校
	年
現在・将来についての希望	
児童・生徒	
保護者	
支援の目標	
必要と思われる支援	
学校の支援	
家庭の支援	
担当	
支援機関の支援	
家庭生活 支援機関: 支援内容:	担当者: 連絡先:
余暇・ 地域生活 支援機関: 支援内容:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、 放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援　・その他

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

特別支援教育コーディネーターについて

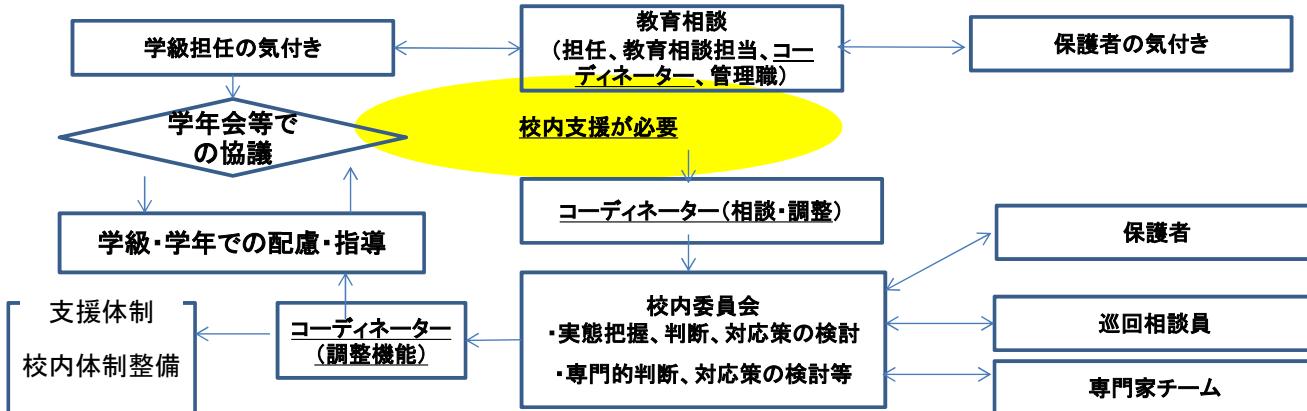
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・**特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、**
- ・**関係諸機関・学校との連絡・調整、**
- ・**保護者からの相談窓口**

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

交流及び共同学習について（学習指導要領総則における記述）

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚部教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。） 99

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ
 ・解説 総則等編幼小中
 幼:P99~100、小中:P183~186
 ・解説 総則等編 高:P109~112

-20-

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」…歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」…紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」…運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」…綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通して、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

自立活動の改善・充実の方向性（検討素案）

育成すべき資質・能力

個別の知識・技能

思考力・判断力・表現力等
教科等の本質に根ざしたこと・できることをどうつかうか
(何を知っているか、何ができるか)

人間的・心理的な安定

健常の保持
人間関係の形成
環境の把握
身体の動き
コミュニケーション

特別支援学校の目的

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主目的に改善・克服する
ために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もつて心身の調和的発達の基盤を養う。

特別支援学校等を取り巻く現状

高等部生徒数の増加

知的障害のある児童生徒数の増加

障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

通級による指導、特別支援学級

■児童生徒数の増加

→「自立活動」を行う場の拡大

■高等学校（モデル事業）

成 果 と 課 題

〔成果〕

- ◆新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開
- ◆解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、幼児児童生徒の自立と社会参画に向けたアシステイブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実
- ◆幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成など

〔課題〕

- ◆社会に出てからも、自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手だったり、進路先で人間関係を築く力などが十分に育っていないとの課題が指摘
- ◆現在の実態だけにとどまってしまい、将来を考えて指導目標と到達状況の乖離
- ◆実態把握から導かれた指導目標と評価の層一層一体化の推進など
- ◆幼児児童生徒自身が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを主観的に捉えるようにするために評価の在り方各教科等における自立活動と関連を図った指導が十分でないなど
- ◆カリキュラム・マネジメントの確立

教 学

育成すべき資質・能力

育成すべき資質・能力のための学習過程等の例

改 善・充 実 の 方 向 性

発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実

（例）

- ・育成すべき資質・能力の三つの柱に沿った内容の整理
- ・自己の理解や感情を高めるような内容の整理
- ・主観的に学ぶ意欲の一層の伸長など

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスをわかりやすく記述

（例）

- ・収集した情報の整理
- ・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理
- ・優先する指導目標の明確化など

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

（例）

- ・パフォーマンス評価
- ・自己評価

高等学校における通級による指導及び充実方策について（報告（案））概要

現状と制度化の意義

- 中学校で通級による指導（※1）を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H26：8,386人（約28倍））。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内の配慮や学校設定教科・科目等により実施。（※1）大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1～8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受けける形態
- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校が適切に特別支援教育を実施（※2）できるようするために、高等学校においても、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要。
(※2) 高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学教法）

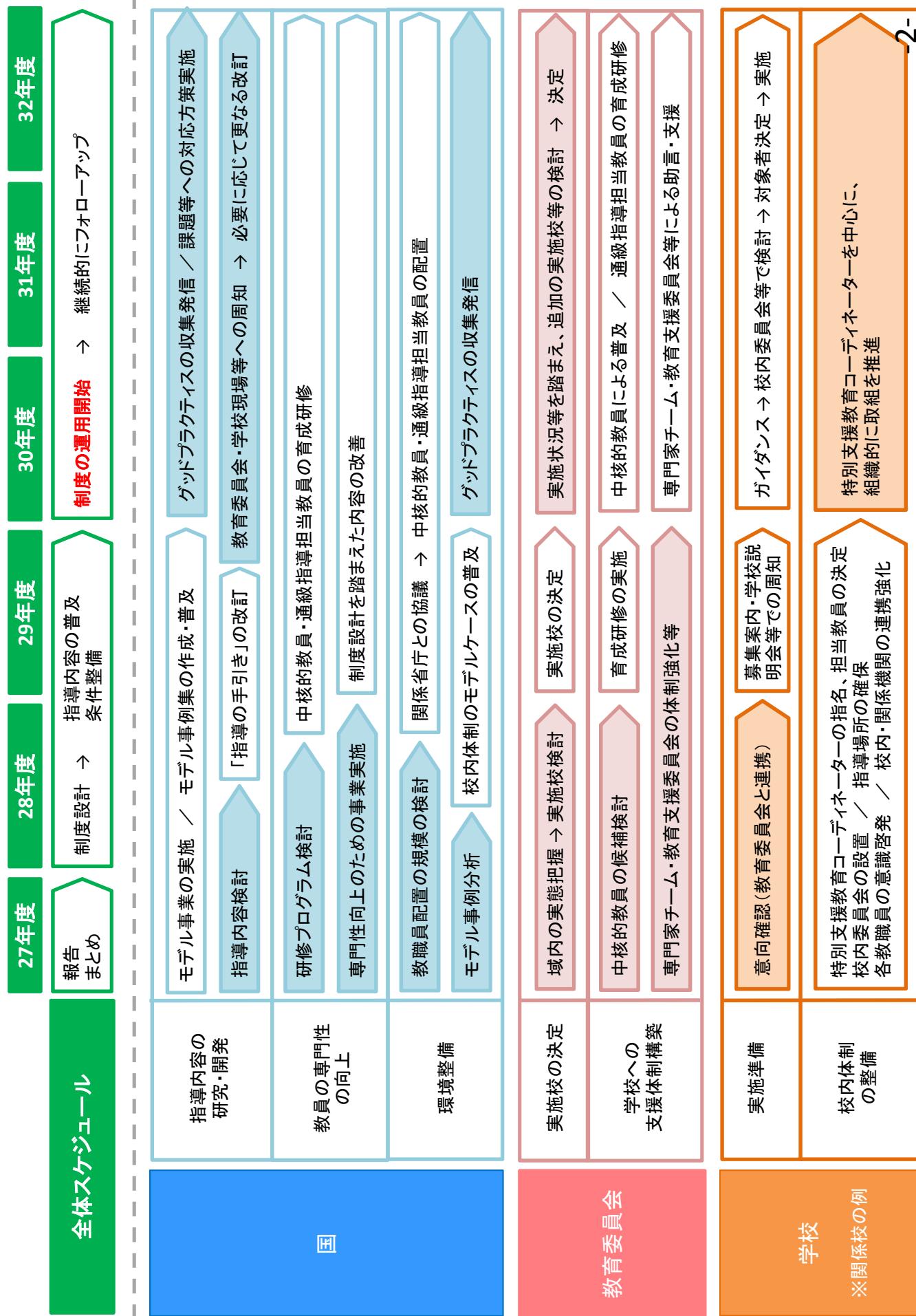
制度設計の在り方

○ 基本的な考え方方は小中学校と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定期制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度を設計する必要。	○ 教育課程上 教育課程上の位置付け の位置付け	通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必履修教科・科目、卒業要件単位数との関係等）といった論点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中でも更に検討）
○ 指導の対象となる障害種は、 <u>小中学校における通級による指導の対象</u> （※3） <u>と同一</u> とすることが適當。	○ 指導の対象	（※3）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
○ 指導内容 <u>ための指導</u> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。	○ 指導内容 <u>ための指導</u> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。	指導の内容は、 <u>障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する</u>
○ 指導形態 やすい、生徒の自尊感情に配慮できる）それぞれのメリットや地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。	○ 指導形態	自校通級（通学の負担がない、担当教員との連携が取りやすい）、 <u>他校通級</u> （グループ指導が実施しやすい、生徒の自尊感情に配慮できる）
○ 判断手続き等 等	○ 判断手続き等 等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態も踏まえ実施。
○ 担当教員に必要な資格		高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。

制度化に当たつての充実方策

- 国は、必要な教員定数の加配措置や教員の専門性の向上、施設整備の参考となる指針の提示等の方策を実施する必要。
○ 教育委員会は、教育支援委員会・専門家チームの活用による支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要。
○ 高等学校は、学校全体として特別支援教育に取り組む体制や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要。

高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ



各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（小学校学習指導要領解説）

総則編

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導

難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導

肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習

LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則

各教科等

■ 総則に加え、各教科等別に示す。

（小学校学習指導要領解説）

総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

■ 学習の過程で考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示

《情報入力》 《情報のイメージ化》

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

《情報統合》

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

《情報処理》

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

《表出・表現》

話すこと、書くことが困難

表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（幼稚園教育要領解説）

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫

難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする

肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるよう工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領

※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

（幼稚園教育要領解説）

■ 幼児の活動を通じて考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】

《情報入力》

《情報のイメージ化》

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

《情報統合》

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

《情報処理》

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

《表出・表現》

話すことが困難

表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。